

(取引方法)

- 第1条 表記信用金庫(以下「金庫」という)のカードローン契約(以下「この契約」という)における取引(以下「この取引」という)は、当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 借主は、別に定める場合を除き、カードローンカード(以下「カード」という)を利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
3. カード、現金自動支払機(以下「CD」という)および現金自動預入支払機(以下「ATM」といい、ATMとCDを総称して「自動機」という)の取扱いについては、ローンカード規定によります。
4. この契約は、一人一契約に限られるものとします。

(新規貸越期限)

第2条 この取引により新規に貸越を受けられる期限(以下「新規貸越期限」という)は、この契約の締結の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。ただし、この期限の前日までに金庫または借主(以下「当事者」という)の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この契約および新規貸越期限は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 新規貸越期限到来日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。

- ① 新規貸越期限到来日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
- ② 貸越元金・貸越金利息・損害金等(以下「貸越元金等」という)はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元金等が完済された日にこの取引は自動的に解約されるものとします。
- ③ 新規貸越期限到来日に貸越元金等がない場合は同期限到来日の翌日にこの取引は自動的に解約されるものとします。
- ④ 前2号によりこの取引が解約された場合は、このカードは取引店に返却するものとします。

3. 新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。

(貸越極度額と利用限度額)

第3条 貸越極度額は借主が申し込んだ金額の範囲内で、金庫および信金ギランティ株式会社(以下「保証会社」という)が審査のうえ決定した金額とします。

2. 金庫および保証会社は、借主の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとします。

3. 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、金庫および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含みます)することができるものとします。

- ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- ② 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により減額が相当と認められたとき。

4. 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により相当と認められた場合には、金庫および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。

(新規貸越の停止)

第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。

- ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。
- ④ 借主が死亡したとき

2. 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により相当と認められた場合、金庫は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。

3. 第1項の取扱いにより新規貸越が停止されている間、返済は第6条および第7条の定めにより行うものとします。

(貸越金利息・損害金)

第5条 この取引の貸越利率(この取引のために金庫が負担する保証会社の保証料相当額を含む)は金庫所定の利率とします。

2. 貸越金利息の計算は、金庫所定の付利単位により、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。

3. 前項の利息については、毎月の約定返済日にその前日までの利息を貸越元金に組み入れるものとします。

4. この取引による損害金は表記の割合(年365日の日割計算)で計算し、約定返済元金(第6条1項に定める約定返済額のうち、貸越元金の返済に充当される金額)にかかるとします。

5. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金庫は利率、損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

6. 前項による利率、損害金の割合を変更する場合には、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取り扱われるものとします。

(定例返済)

第6条 借主は、毎月の定例返済日(金庫の休日の場合には、翌営業日。以下同じ)に、当該定例返済日の前月末の貸越残高に応じ、次に定める金額を返済します。

定例返済日の前月末の貸越残高	返済額
50万円以下	10千円
50万円超100万円以下	20千円
100万円超200万円以下	30千円
200万円超300万円以下	40千円

2. 定例返済日の前月末の貸越残高と定例返済日の前月末までの利息の合計額が10千円に満たない場合はその合計額を、第1項にかかわらず、返済額とします。

(貸越元金等の自動支払)

第7条 借主は、前条にもとづく約定返済のため、毎月の約定返済日までにこの契約の約定返済のために指定した預金口座(以下「返済用預金口座」という)に約定返済額を預け入れるものとします。

2. 金庫は、各約定返済日に普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書または小切手によらず、返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の返済にあてるものとします。

3. 第1項による預入れが毎月の約定返済日より遅れた場合には、金庫は預入れ後いつでも前項と同様の処理ができるものとします(第10条に該当する場合を除く)。

4. 各約定返済日時点で返済用預金口座の残高が各約定返済日の返済額に満たない場合には、金庫はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。なお、約定返済日以降(約定返済日を含む)は、約定返済相当額が返済用預金口座に入金されない限りこの取引はできないものとします。

(任意返済)

第8条 第6条および第7条による貸越元金等の約定返済のほか、借主はいつでも貸越元金に限り任意の金額を返済(以下「任意返済」という)できるものとします。なお、この返済を行った場合においても第6条および第7条による貸越元金等の約定返済は通常通り行うものとします。

2. 前項の任意返済は、第6条および第7条によらず借主が直接金庫の店頭で申込むか、ATMを使用する方法により行うものとします。

3. 貸越元金を超える金額を入金した場合は、貸越元金相当額について貸越金の弁済に充当し、それを超える金額については返済用預金口座へ入金することができるものとします。

(諸費用の自動支払)

第9条 この契約の締結に際し借主が負担するカード発行手数料、印紙代等の費用は、金庫は、金庫所定の日に返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書または小切手によらず引落しのうえ費用の支払いにあてることのできるものとします。

(期限前の全額返済義務)

第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

- ⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、金庫からの請求があり次第、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- ①第6条および第7条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。
 - ②金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ③金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。
 - ④借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ⑤この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出資料に故意による虚偽があると認められたとき。
 - ⑥前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。
3. 借主は、前各項のいずれかに該当して、この契約による債務全額について期限の利益を喪失した場合には、その翌日から完済する日まで貸越元利金全額に対して表記割合(年365日の日割計算)の損害金を支払うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第11条 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号の事由が一つでも生じ、金庫において借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金庫からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着したまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

- ①借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当したとき。
- ②借主が第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
- ③借主が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

4. 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

(解約等)

第12条 借主に第10条1、2の各項目いずれか一つでも生じた場合は、金庫はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。

2. 借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、借主から金庫に対し金庫所定の方法により通知するものとします。

3. この取引が解約された場合に貸越元利金等があるときは、借主は直ちにそれらを支払うものとします。

4. 前各項によりこの取引が解約された場合、借主は直ちにカードを金庫に返却するものとします。

5. 契約後1年以上一度も貸越が発生しなかった場合、貸越元利金等を完済後1年以上新たな貸越が発生しなかった場合、または借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失した場合には、金庫はこの契約を解約することができるものとします。

(金庫からの相殺)

第13条 金庫は、借主の債務のうちこの契約による各約定返済日が到来したもの、または第10条もしくは前条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金庫に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、金庫は書面により通知するものとします。

2. 前項の相殺ができる場合には、金庫は事前の通知、および所定の手続を省略し借主にかわり預金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

3. 前2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を相殺計算実行の日までとし、預金・定期積金その他の債権の利率については、預金・定期積金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金・定期積金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

(借主からの相殺)

第14条 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の金庫に対する預金・定期積金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2. 借主は、前項により相殺する場合は、金庫所定の日までに書面により相殺を通知するものとし、預金・定期積金その他の債権の証書・通帳は、届出印を押印した金庫所定の払戻請求書と共に直ちに金庫へ提出するものとします。

3. 第1項によって相殺をする場合における債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を金庫の相殺計算実行の日までとし、預金・定期積金等の利率については、預金・定期積金規定等の定めによります。

(債務の返済等にあてる順序)

第15条 借主にこの契約による債務のほか金庫に対する他の債務がある場合に、第13条により金庫から相殺をするときは、金庫は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、借主は、その指定に対して異議を述べることができないものとします。

2. この契約による債務の他に金庫取引上の他の債務がある場合に、借主から返済または相殺をするときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、金庫が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じる恐れがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとします。

4. 第2項のなお書または第3項によって金庫が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

(危険負担、免責条項等)

第16条 金庫に差し入れた契約書等が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって、紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、金庫の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は金庫からの請求があれば直ちに代わりの証書等を差し入れます。

2. この取引において払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影を借主が届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。

3. 借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取立てもしくは処分に必要な費用、および借主の権利を保全するため金庫の協力を依頼した場合に必要な費用は借主が負担します。

4. 自動機の利用による出金の場合に、カードを確認し、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、当座勘定から出金した場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、金庫は責めを負いません。また、金庫窓口でのカードと暗証による出金において、カードを確認し、金庫所定の払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、当座勘定から出金した場合も同様とします。

(届出事項)

第17条 借主は氏名、住所、印鑑、電話番号その他金庫に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに書面によって届け出るものとします。

2. 借主が前項の届出を怠ったため、金庫が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらず、延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。また、借主の責めにより配達された郵便物が受領されないなどの場合も同様とします。

(成年後見人等の届出)

第18条 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって金庫に届け出るものとします。

2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって金庫に届け出るものとします。

3. 借主またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に金庫に届け出るものとします。

4. 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に金庫に届け出るものとします。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。また、この届出後に、金庫から借主のカードによる取引を制限されても異議ありません。

(報告および調査)

第19条 金庫が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じるものとします。

2. 借主は、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れのあるときは、金庫から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

(契約の変更)

第20条 民法548条の4の規定に基づいて、この契約の内容を変更する場合、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとします。借主および金庫は、その効力発生時期以降は変更後の契約内容に従いこの取引を行うものとします。

(契約上の地位、債権、権利等の譲渡)

第21条 金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、または、この契約に基づく一切の債権その他の権利を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)することができるものとします。

(管理・回収業務の委託)

第22条 金庫は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

(合意管轄)

第23条 この契約、およびこの契約に基づく借主および保証人と金庫との諸取引の契約準拠法は日本法とします。

2. この契約について紛争が生じた場合には、金庫本店または金庫支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

以上_

ローンカード規定

(カードの発行)

第1条 表記信用金庫(以下「金庫」という)は「カードローン契約規定」(以下「契約規定」という)に定められた取引に使用するカードローンカード(以下「カード」という)を発行し本人に貸与するものとします。

(カードの利用)

第2条 カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

①金庫または金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等(以下「預入支払業務提携先」という)に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等(以下「自動機」という)を使用したカードローン借入金の入出金(以下「入出金」という)および残高照会

②金庫と現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払業務提携先」という)に設置の自動機を使用したカードローン借入金の出金および残高照会(手数料)

第3条 自動機を使用して入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。

2. 前項の手数料については、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先(以下「提携先」という)には、金庫から支払います。

(カードローン借入金の出金)

第4条 自動機を使用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。

2. 自動機による出金は、自動機の機種により金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は金庫所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

(カードローン借入金の入金)

第5条 自動機を使用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機カード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。

2. 自動機による入金は、自動機の機種により金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(自動機故障の取扱い)

第6条 停電、故障等により自動機による入出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、金庫本支店の窓口でカードにより入出金することができます。

2. 前項により入出金する場合は、金庫所定の手続きに従ってください。

(カード・暗証番号の管理等)

第7条 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるカードローン借入金の出金停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

(届出事項の変更等)

第8条 カードの紛失、盗難、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは金庫所定の手続きにより直ちに金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

(カードの再発行)

第9条 カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(暗証番号の照合等)

第10条 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してカードローン借入金の出金をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫および提携先は責任を負いません。

2. 第6条第1項により金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

(自動機の操作等)

第11条 自動機の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。

2. 自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については金庫は一切の責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(カードの期限)

第12条 契約規定に定める金庫との約定によりカードローン契約が終了する場合には、その時からカードは無効となり以後一切使用できません。

(カードの返却・利用停止等)

第13条 カードローン契約の解約または終了ならびにカードの利用を取り止める場合は、カードを金庫に返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など金庫がカードの利用を不適当と認める場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、金庫から請求があり次第、直ちにカードを金庫に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、金庫の窓口において金庫所定の本人確認書類の提示を受け、金庫が本人であることを確認できた時に停止を解除します。

①次条に定める規定に違反した場合

②金庫が別途表示する一定の期間に入出金がない場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると金庫が判断した場合

(譲渡、質入れ等の禁止)

第14条 カードの所有権は金庫に帰属するものとします。

2. カードは譲渡、質入れ、貸与または他人に占有させることは一切できません。

(カード発行手数料)

第15条 カードの発行・再発行にあたっては金庫の定める(再)発行手数料をお支払いいただきます。

(規定の準用)

第16条 この規定に定めのない事項については、金庫の定める契約規定の各条項により取り扱います。

以上

保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫(以下「金庫」という)とのカードローン契約(以下「原契約」という)に基づき、私が金庫に対し負担する債務について、信金ギランティ株式会社(以下「貴社」という)に保証を委託します。

(委託の範囲)

第1条 私が貴社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が金庫に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が金庫との間で保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。

2. 原契約の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

3. 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と金庫との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。

4. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と金庫との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新または延長されたときは、本契約も当然に更新または延長されるものとします。

(債務の弁済)

第2条 貴社の保証を得て金庫から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

(保証の解除)

第3条 原契約または本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、貴社が必要と認めた場合、私は、貴社が本契約に基づき決定した保証を解除されても異議ありません。

2. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、貴社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、貴社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。

3. 第1項により保証を解除された場合または期限の到来その他の事由により保証委託が終了した場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

(代位弁済)

第4条 貴社が金庫から保証履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。

2. 貴社が金庫に代位弁済をした場合、私は、金庫が私に対して有していた一切の権利が貴社に承継されることに異議ありません。

3. 前項により貴社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権)

第5条 前条により貴社が金庫に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責めを負い、その合計額をただちに貴社に支払います。

①前条により貴社が代位弁済した全額。

②貴社が代位弁済のために要した費用の総額。

③前2号の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%以内の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金。

④貴社が私に対し、前3号の金額を請求するために要した費用の総額。

(求償権の事前行使)

第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

①金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。

②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。

③租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

④弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。

⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。

⑥原契約または本契約の条項に違反したとき。

⑦その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。

2. 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

(弁済の充当順序)

第7条 私の弁済した金額が、本契約から生じる貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

(通知義務等)

第8条 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに貴社に届出ます。

2. 私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

3. 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

4. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。

5. 貴社または貴社の委託する者が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

(成年後見人等の届出)

第9条 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出ます。

2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出ます。

3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出ます。

4. 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ます。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

(債権の譲渡、回収の委託)

第10条 私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは回収を委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第11条 私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行に服する旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

(費用の負担)

第12条 私は、貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第4条ないし第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

(反社会的勢力の排除)

第13条 私は、カードローン契約規定第11条(反社会的勢力の排除)に定められた事項について、本約款において準用されることに同意いたします。

(管轄裁判所の合意)

第14条 私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、貴社本支店(営業所も含む)所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

以上